

(様式12-2)

質 疑 書 (愛知県名古屋飛行場及びあいち航空ミュージアム)

資料名称 ページ数 行数	質 疑 事 項	回 答
愛知県名古屋飛行場編 募集要項 P. 1 10行	2027年度に基幹的広域防災拠点の整備予定との記載がありますが、申請者として現時点で業務内容や費用に特別配慮する点はないという理解でよいでしょうか。 また、防災拠点以外も含めて、追加の内容については要件が明確になった時点での協議として、指定管理費も含め協定内容が変更されるという認識に誤りが無いかご教示ください。	現時点では指定管理者として発生する業務や費用が明確になっていないので、明確になり次第、協議を進めるという認識で構いません。新たに費用が発生する場合、指定管理料も別途協議することになります。
P. 5 1行 ※本内容はミュージアムにも記載	申請手続等に係る提出書類について、留意事項及び各募集要項から以下、製本1～3としてその構成内容と部数を提出することと理解しましたが、誤りがありましたらご教示ください。 (飛行場・ミュージアム共通=製本1) ・ <u>様式13 (表紙)</u> ・ <u>以下の目次</u> ・ <u>様式1, 4～10</u> 上記をまとめてファイル =原本1、副本20 (飛行場=製本2) ・ <u>以下の目次</u> ・ <u>様式2, 3</u> 上記をまとめてファイル =原本1、副本15 (ミュージアム=製本3) ・ <u>以下の目次</u> ・ <u>様式2, 3</u> 上記をまとめてファイル =原本1、副本20	要項記載の部数に一部誤りがあったため以下のとおり御提出をお願いします。 (飛行場・ミュージアム共通=製本1) ・様式13 (表紙) ・以下の目次 ・様式1, 4～10 上記をまとめてファイル=原本1、 <u>副本15</u> (飛行場=製本2) ・以下の目次 ・様式2, 3 上記をまとめてファイル=原本1、副本15 (ミュージアム=製本3) ・以下の目次 ・様式2, 3 上記をまとめてファイル=原本1、 <u>副本15</u>

P. 8 2行	現指定管理者は自主事業を行っていますが、これに関して貴県に報告されている自主事業業務の概要及び自主事業別収支報告書について開示していただけますでしょうか。	自主事業は指定管理業務ではないため、収支報告書の公表は差し控えさせていただきます。なお、現指定管理者の自主事業は、ターミナルビル内にレストランつばさ亭、土産物店スカイショップ翼、コンビニ、カフェ、自動販売機の設置をしています。
P. 8 22行	外部有識者等とは、どのような専門分野あるいは知見を持つ者となりますか。	外部有識者等は、公認会計士等の財務の専門家及び施設の行政サービスに応じた有識者等となっております。
P. 12 2行	モニタリング、評価の実施及び結果の公表との記載がありますが、現指定管理期間のこれらの結果について、いただくことは可能ですでしょうか。	指定管理者のモニタリング結果については、以下の県ホームページにて公開しております。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/somubu-somu/0000043523.html)
P. 13 8行	引き継ぎにあたって、制限区域立入に必要となる標準パスの取得について、議会上に上程し正式に指定管理者に選定されてから、どのくらいの期間で取得することが可能ですか。	ランプパスの取得には、管理責任者、代表者届の提出後、従事者の申請書を提出してもらう必要があり、全ての手続きで2週間程度を要します。
P14 別表1 リスク分担表	施設の修繕における県負担の「耐久性を増すための経費」の具体的な内容（実績であれば費用感も）をお知らせください。	県負担の施設の修繕として、エプロン舗装補修工事、ターミナルビル乗機待合室空調設備更新工事等があります。詳細は、あいち電子調達共同システムに掲載しておりますのでご確認ください。 (https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp#)
	普段点検できない埋設管等の老朽化による破損についてはリスク分担表の不可抗力に分類される理解でよいでしょうか。また、例として埋設管が水道管であった場合の過大な水道料金の負担についても同様に不可抗力に分類される理解でよいでしょうか。 併せて、第三者行為による空港施設等の破損で原因者が特定できず指定管理者が債務を負担する義務がない場合のリスク分担の考え方をご教示ください。	埋設管の老朽化による破損やそれに伴う水道料金の負担については、県の負担となっていることから、状況を総合的に勘案し、合理性が認められる範囲内で負担します。 また、第三者行為による空港施設等の破損で原因者が特定できない場合、「県又は指定管理者のいずれの責めに帰すことのできない人為な現象」として、不可抗力にあたり、県がリスクの負担者と考えます。不可抗力に対する対応等は、基本協定で定めることとなります。

P. 16 4行 別表2	「提案額が当該施設の維持管理運営にかかる指定管理料として適当と認められない場合」とありますが、「適当」の定義をご教示ください。	提案額が、愛知県名古屋飛行場の設置の目的を効率的に達成することができる業務計画に係る経費であるということです。
募集要項 (様式資料編) P. 9 様式3-3	<p>様式3-3の設問では「安全管理、植栽管理、清掃、設備保守点検、施設の修繕等」に関する基本的な考え方・重視するポイントを求めており、併せて「具体的な方法、内容、頻度等」については各業務（土木施設、航空灯火・電気施設及び航空保安無線施設、建築施設）に関する記載を求めています。</p> <p>これに対して、記載欄には「(2) 具体的な方法、内容、頻度等」に関して「安全管理、植栽管理、清掃、設備保守点検、施設の修繕等」を記載するよう表記されており、設問と一致していません。</p> <p>提案書への記載として、「(1) 基本的な考え方・重視するポイント」には「安全管理、植栽管理、清掃、設備保守点検、施設の修繕等」に関する内容を、「(2) 具体的な方法、内容、頻度等」については設問に従い①～⑥の表記を削除し、土木施設、航空灯火・電気施設及び航空保安無線施設、建築施設に関する内容を記載することとしてよろしいでしょうか。</p>	ご推察のとおり、「(1) 基本的な考え方・重視するポイント」には「安全管理、植栽管理、清掃、設備保守点検、施設の修繕等」に関する内容を、「(2) 具体的な方法、内容、頻度等」については、土木施設、航空灯火・電気施設及び航空保安無線施設、建築施設に関する内容を記載してください。
P6 4	上記に関連して、令和2年度から令和4年度における指定管理者の修繕実績と金額を教えてください。可能でしょうか。	主な修繕の内容は、空調設備、消防設備、貸与車両、照明器具等の修繕です。金額は募集要項(様式資料編)資料4「指定管理業務経費推移」その他業務の建築施設維持管理業務、駐車場維持管理業務、事務所運営費に含まれています。
仕様書 P. 3 3行 ※本内容はミュージアムにも記載	<p>「指定管理者業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取り扱うこと」と記載されていることについてはP. 1に記載されている「個人情報の保護に関する法律」の順守の具体的な内容と理解してよいでしょうか。</p> <p>また、募集要項P. 17(別表3)個人情報取扱事務委託基準の位置づけが見当たりませんが、募集要項P. 9「(1) 基本協定の内容」-「カ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項」の具体的な事項として協定に含まれるものと理解してよいでしょうか。それ以外に加えられる規程等があれば併せてご教</p>	<p>「指定管理者業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取り扱うこと」の具体的な内容として「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)の遵守を求めています。</p> <p>ご推察のとおり、個人情報取扱事務委託基準は基本協定の別記として協定に含まれるものとなります。</p>

	示ください。	
P. 19 21行	<p>駐車場の混雑期対応において「県が借地し、空港外に臨時の駐車場を確保した場合」と記載されていますが、具体的なオペレートと費用は応募者の想定によるものとして積算を行い、優先交渉権者となった後、細目協議で調整する認識でよいかご教示ください。</p> <p>また、協定締結後に細目協議で調整した内容と異なる対応となった場合は、基本協定等に基づく協定の変更として取り扱われるかご教示ください。</p>	<p>左記のとおり臨時の駐車場を確保した場合の具体的なオペレートと費用は、応募者の想定で積算していただき、提案額に含めていただくことで構いません。細目協議についてもご認識のとおりです。</p> <p>協定締結後に調整した内容と異なる対応となった場合があれば、基本協定等に基づき改めて協議を行います。</p>
P. 21 9行	<p>「2024年3月以降は県営名古屋空港事業継続計画（A2-BCP）」の記載から新たなBCP策定作業をされているものと推測しますが、8月3日に公表された「県営名古屋空港旅客ターミナルビル利活用事業者」の入居も含めて、現行BCPからの変更に伴う指定管理業務への影響が想定されましたらご教示ください。</p>	<p>A2-BCPの策定によって指定管理業務への影響がある場合は、別途協議します。「県営名古屋空港旅客ターミナルビル利活用事業者」の入居についても同様です。</p>
P. 26 10行	<p>業務の引継ぎについて、これに要する費用は旧・新指定管理者のどちらが負担することになりますか。</p>	<p>引継ぎに要する経費は、原則として現指定管理者の負担としております。</p>
P. 26 16行	<p>航空局により実施される飛行場検査（航空灯火、航空保安施設を含む）の手数料、受検するにあたって事前に必要となる各種測量等調査、事前提出資料の作成等に要する費用、検査当日の対応は、貴県が対応あるいは費用負担されるとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>愛知県にて費用負担および対応しますが、必要に応じて、指定管理者に協力を求めます。</p>

資料名称 ページ数 行数	質 疑 事 項	回 答
あいち航空ミュージアム編 募集要項 P. 6 16行	<p>障害者減免の対象拡大による難病患者の減免やあいち県民の日に合わせて入場料の減免について、指定管理料の増額等補填はないという理解に誤りはありませんか。</p> <p>また、今後、上記以外の減免が発生する場合は愛知県から補填があるものと理解してよいでしょうか。</p>	<p>障害者減免の対象拡大による難病患者の減免やあいち県民の日に合わせて入場料の減免について、指定管理期間に個別に指定管理料の増額等補填を行う予定はありませんので、それらによる減収を加味して指定管理料を提案してください。</p> <p>また、今後、その他の減免が発生した場合の補填の有無については、状況に応じて全庁的な方針のもと決定されるため、現時点で確約できるものではありません。</p>
P. 6 22行	<p>「過去に建物本体の雨漏り・建物東側エプロンからの浸水が発生」の記載がありますが、指定管理期間中において想定される県の対策があればご教示ください。</p>	<p>現状における対応策を継続していきます。</p>
P. 7 9行	<p>申請手続等に係る提出書類について、留意事項及び各募集要項から以下、製本1～3としてその構成内容と部数を提出することと理解しましたが、誤りがありましたらご教示ください。</p> <p>(飛行場・ミュージアム共通＝製本1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式13 (表紙) ・以下の目次 ・様式1, 4～10 <p>上記をまとめてファイル＝原本1、副本20 (飛行場＝製本2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の目次 ・様式2, 3 <p>上記をまとめてファイル＝原本1、副本15 (ミュージアム＝製本3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の目次 ・様式2, 3 <p>上記をまとめてファイル＝原本1、副本20</p>	<p>要項記載の部数に一部誤りがあったため以下のとおり御提出をお願いします。</p> <p>(飛行場・ミュージアム共通＝製本1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式13 (表紙) ・以下の目次 ・様式1, 4～10 <p>上記をまとめてファイル＝原本1、副本15 (飛行場＝製本2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の目次 ・様式2, 3 <p>上記をまとめてファイル＝原本1、副本15 (ミュージアム＝製本3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の目次 ・様式2, 3 <p>上記をまとめてファイル＝原本1、副本15</p>

<p>P. 17 別表2 リスク分担表</p>	<p>不可抗力により指定管理者が被った被害（業務再開に要した人件費・清掃費や営業できない場合の営業補償、自主事業における損害等）は「経費の増加及び事業履行不能」によるものとして補填の対象となるかどうかご教示ください。</p>	<p>要項内「リスク分担表」において「不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の県又は指定管理者のいずれの責めに帰すことのできない自然的又は人為な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能」については県の負担となっていることから、状況を総合的に勘案し、合理性が認められる範囲内で負担します。ただし、自主事業に係る損失補償等の有無は、状況に応じて全庁的な方針のもと決定されるものとなります。</p>
<p>仕様書 P. 5 35行 ※本内容は飛行場にも記載</p>	<p>「指定管理者業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取り扱うこと」と記載されていることについては前ページに記載されている「個人情報の保護に関する法律」の順守の具体的な内容と理解してよいでしょうか。 また、募集要項P. 21（別表4）個人情報取扱事務委託基準の位置づけが見当たりませんが、募集要項P. 11「（1）基本協定の内容」－「カ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項」の具体的事項として協定に含まれるものと理解してよいでしょうか。それ以外に加ええられる規程等があれば併せてご教示ください。</p>	<p>「指定管理者業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取り扱うこと」の具体的な内容として「個人情報の保護に関する法律」の遵守を求めています。 御推察のとおり、個人情報取扱事務委託基準は基本協定の別記として協定に含まれるものとなります。</p>
<p>P. 7 7行</p>	<p>「※現時点での展示機は「物品品目別一覧表1 展示物」のとおり」の記載に関し、今後、展示実機の追加、コンテンツの拡充・更新について、予定又は計画があればご教示ください。 関連して、機体やコンテンツが追加された場合には、P. 14第17「その他」に従い、管理方法や指定管理料は別途協議されるものと理解してよいかご教示ください。</p>	<p>現時点で展示実機の追加・コンテンツ等の拡充・更新等の予定はありません。 拡充・更新等があった場合は、仕様書第17に従い対応を別途協議いたします。</p>
<p>その他</p>	<p>次期指定管理期間中の2027年11月30日に、あいち航空ミュージアムが開館10周年を迎えますが、現時点で記念イベントを想定されているかご教示ください。また、行うこととなった場合はその行事に関する詳細（イベントの内容や費用負担）について、別途愛知県側から協議されるものと理解してよいかご教示ください。</p>	<p>現時点で県として記念イベントの想定はしておりません。ただし、今後、県として記念イベントの実施を求める場合の対応については、別途協議いたします。</p>

その他	現指定管理者は自主事業を行っていますが、これに関して貴県に報告されている自主事業業務の概要及び自主事業別収支報告書について開示していただけますでしょうか。	自主事業は指定管理業務ではないため、収支報告書の公表は差し控えさせていただきます。なお、現指定管理者の自主事業としては、ショップ、自動販売機、カフェスペースの運営を行っております。
その他	人件費の対象にアテンダント費は含まないという理解で良いか。	お見込みのとおり。人件費は指定管理者の人件費を表しています。
その他	光熱費の補填はあるのか。	全庁的な決定により、令和3・4年度は光熱費について補填を行いました。今後の取扱いについては未定です。
その他	コロナの補填は県から補填されるのか。	全庁的な決定により、令和2～4年度は補填を行いました。今後の取扱いについては未定です。
その他	飛行場との一体管理は今回からか。	お見込みのとおり。
その他	隣接の商業施設との相互の連携は現状どんな取り組みをしているのか。	広報面での協力、割引等を実施しております。 【割引詳細（ミュージアムWEBページ）】 https://aichi-mof.com/news/2022/04/post-123.html

※資料名称は、本募集要項に関するものは「募集要項」、仕様書に関するものは「仕様書」、その他のものについては「その他」と記入してください。